

ペットボトルキャップ回収活動によるワクチン寄附に関する協定書

吉野川市（以下、甲という）・有限会社ハイプラ（以下、乙という）・特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを 日本委員会（以下、丙という）は、ペットボトルキャップのリサイクル及びワクチンの寄附について、以下のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

ペットボトルキャップのリサイクル化と、それによるワクチン寄附を目的とする。

第2条（役割）

三者は前条の目的を達成するため、次の役割を担うものとする。

甲 実証実験としてペットボトルキャップの分別収集及び乙への配達

乙 ペットボトルキャップのリサイクル及び丙の行うワクチン支援への寄附

丙 乙から寄附を受けた資金によるワクチン支援活動及び甲、乙への実績報告

第3条（情報発信）

丙は、甲及び乙に対し、本目的のために必要な範囲において、丙の商標、商号の使用を無償で許諾する。

第4条（買取）

甲は収集したペットボトルキャップについて、乙に無償で引き渡す代わりに、乙は買取料金相当額に応じた金額を丙に寄附するものとする。

第5条（寄附）

乙が丙に寄附する行為については、別途乙と丙で締結している合意書によるものとする。

第6条（秘密保持）

甲乙丙は、本協定の履行に伴って提供されたすべての情報（文書、電子メール、電子ファイル、口頭等の媒体を問わない）、秘密である旨を表示・指示された情報（以下、「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして第三者に開示してはならない。また、本目的以外のために使用してはならない。

2 秘密情報に関して、甲乙丙間で別途秘密保持に関する合意を締結した場合は、当該合意の規定が優先されるものとする。

第7条（個人情報）

甲乙丙は、本協定の遂行に際して、寄付者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）で定義される個人情報）および相手方から取扱いを委託された個人情報について、個人情報保護法その他の関係法令に基づく安全管理措置を講じなければならず、法令で定める場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとする。

第8条（協議）

甲乙丙は本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は誠意をもって協議をし、円滑な解決に努めるものとする。

第9条（解除）

甲乙丙は、相手方が本合意のいずれかの条項に違反し、当該違反について書面による催告をした日から14日以内にこれを是正しないときは、本合意の全部または一部を解除することができる。

2 甲乙丙は、前項による解除がなされた場合、相手方に対して負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとする。

3 本条の規定により解除された場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

第10条（有効期間）

本協定の有効期間は令和5年6月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙丙いずれからも何らの申し出がないときは、本合意と同一条件で更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲または乙または丙は、本合意の有効期間中であっても、1カ月前までに書面または電子メールにより通知することにより本合意を解約することができる。

以上、本協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

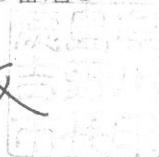
令和5年5月30日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市

吉野川市長

原井 敏



乙 徳島市応神町東貞方字貞光255番地

有限会社 ハイプラ

代表取締役 松崎 久美子



丙 東京都港区三田4・1・9 三田ヒルサイドビル8F

特定非営利活動法人

世界の子どもにワクチンを 日本委員会

理事長

飼持 瞳子

